

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	国立障害者リハビリテーションセンター学院
設置者名	厚生労働省

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 「国立障害者リハビリテーションセンター学院学則」(昭和 56 年 4 月 30 日施行、最終改正令和 2 年 4 月 1 日)第 20 条に規定する学科目及び時間数に基づき、各年度当初にシラバスを作成している。 シラバスは、初回の授業において学生に示すとともに、ホームページに掲載し、公表する。	
授業計画書の公表方法	ホームページに掲載し、公表する。 https://www.rehab.go.jp/College/japanese/yousei/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学科目の評価及び履修の認定については、国立障害者リハビリテーションセンター学院学則第 21 条に基づいて行っている。 具体的には、学科目の単位修了認定は、評価が 100 点満点中 60 点以上であること、当該学科目の出席すべき時間数が 3 分の 2 以上であること等を要件としている。	
3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)
客観的な指標の設定は、全科目の平均点を算出して成績分布を求め、各学科における成績状況を把握している。なお、公表は学則・規程で規定された評価。

成績評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程

(成績評価及び時期)

第1条 各科目の成績評価は、当該科目の担当教官が、試験若しくは実習の成績又は日常の修学状況によりこれを行うものとする。

ただし、当該科目の担当教官が複数である場合は、担当教官の中から責任者を定め、当該責任者が、その他の担当教官と協議の上成績評価を行うものとする。

(学院長への報告)

第2条 教官は、毎年度、最終学年の学生については2月末までに、それ以外の学生については3月末までに、各学年所定の授業科目すべての成績評価を行い、その結果を学院長に報告するものとする。

(講義及び実習の成績評価の欠格事項)

第3条 各学年における各科目の授業回数のうち、欠席回数が講義にあつては3分の1、実習にあつては5分の1を超える場合、当該欠席をした学生は、当該科目の成績評価を受けることができない。

ただし、同一科目であっても、複数の分野に分かれる科目については、分野ごとに本文の規定を適用するものとする。

2 30分未満の遅刻又は早退は、3回をもって欠席1回とし、30分以上の遅刻又は早退は、欠席扱いとする。

3 試験開始後30分を経過したときは、当該試験を受けることができない。

(評価基準)

第4条 各科目の成績は、100点満点とし、次表の区分により評価するものとする。

評価基準	
評語	評価区分
優	80点以上
良	70点以上 80点未満
可	60点以上 70点未満
不可	60点未満

2 各科目は、可以上を合格とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、追試験及び再試験とする。

2 傷病その他やむを得ない事由により、試験を受けることができなかった学生で、事前に又は事後直ちにその事由を証する書類を添えて届け出たものは、追試験を受けることができる。

3 学生は、合格に達していない科目がある場合、当該合格に達していない科目につき、一回に限り、申請により再試験を受けることができる。

4 再試験を受けた科目の成績評価は、第4条の規定にかかわらず、60点以上を合格とし、評語は可とする。

(科目認定)

第6条 教育上有益と認める場合、他の高等教育機関で履修した科目で、学院で履修すべき科目と内容及び水準に相当程度同等性を確認できるものについては、当該学院で履修すべき科目を履修したものとみなし、別に定める時間数又は単位数を上限に、認定することができる。

2 前項の規定に基づき認定を行った科目については、第4条第1項の評語に換えて「認」と表記し、合格したものとみなす。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	ホームページに掲載し、公表する。 https://www.rehab.go.jp/College/japanese/yousei/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 進級及び卒業の認定については、国立障害者リハビリテーションセンター学院成績評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程（令和2年7月13日施行）第7条の規定に基づき、所定学科目のすべてに合格した学生について、最終学年にあっては卒業を、それ以外の学年にあっては進級を認定している。 (進級及び卒業の認定) 第7条 各学年所定の科目のすべてに合格した学生について、最終学年にあっては卒業を、それ以外の学年にあっては進級を認定する。 2 特別試験を受験してなお合格に達していない科目がある学生に対して、当該合格に達していない科目の担当教官を含む複数の教官による協議を経て再評価を行い、卒業又は進級を認定することがある。 (聴講) 第8条 学生は、成績評価を受けない科目について、申請により、聴講することができる。 (再履修免除) 第9条 留年した学生又は休学して復学した学生は、既に合格に達している科目について、再履修の免除を申請することができる。 (不正行為) 第10条 試験に関して不正行為があったとして、学則第26条の規定に基づき懲戒を受けた場合は、当該不正行為があった科目の成績評価は不可とする。 (学籍簿への記録) 第11条 教官は、各科目の成績評価を学籍簿に記録する。 2 同一科目につき再履修があった場合は、再履修時の成績評価を記録する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページに掲載し、公表する。 https://www.rehab.go.jp/College/japanese/yousei/